

奈良市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例

令和2年3月31日条例第11号

奈良市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第21条の5の4第1項第2号、第21条の5の15第3項第1号、第21条の5の17第1項第1号及び第2号並びに第21条の5の19第1項及び第2項の規定に基づき、指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法及び児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下「指定通所支援基準」という。）において使用する用語の例による。

(指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等)

第3条 指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等は、次条から第10条までに定めるもののほか、指定通所支援基準の定めるところによる。

(暴力団の排除)

第4条 指定障害児通所支援事業者は、その事業の運営に当たっては、奈良市暴力団排除条例（平成24年奈良市条例第24号）第2条第1号に規定する暴力団を利することとならないようにしなければならない。

(申請者の要件)

第5条 法第21条の5の15第3項第1号の条例で定める者は、法人とする。ただし、医療型児童発達支援（病院又は診療所により行われるものに限る。）に係る指定の申請にあつては、この限りでない。

(管理者の特例)

第6条 指定障害児通所支援事業者がその事業を行う事業所ごとに置かなければならない管理者は、常勤とする。

(勤務体制の確保等の特例)

第7条 指定障害児通所支援事業者は、従業者に対し、その能力、資格、経験等に応じた処遇を行うよう努めなければならない。

(非常災害対策の特例)

第8条 指定障害児通所支援事業者（指定児童発達支援、指定医療型児童発達支援又は指定放課後等デイサービスの事業を行う者に限る。）は、非常災害に備えるために定期的に実施する避難訓練、救出訓練その他必要な訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

（身体拘束等の禁止）

第9条 指定障害児通所支援事業者は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

2 指定障害児通所支援事業者は、前項の緊急やむを得ない場合の判断等を行うための合議体を設置しなければならない。

3 指定障害児通所支援事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由（当該理由について検討した過程を含む。）、解除予定日並びに解除に向けた具体的な取組その他必要な事項を記録しなければならない。

4 指定障害児通所支援事業者は、従業者に対し、身体拘束等の廃止のための研修を定期的に実施しなければならない。

（報告）

第10条 指定障害児通所支援事業者は、サービスの向上に関する施策の推進を図るため市長が別に定めるところによりそのサービスの状況、質の評価及び改善の取組等について報告を求めたときは、協力しなければならない。

（委任）

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（指定通所支援基準の規定の引用に関する経過措置）

第2条 第3条の規定の適用に関する経過措置は、指定通所支援基準附則及び指定通所支援基準を改正する省令附則に規定する経過措置の例による。